

7 贈 与 税

統計表を見るに当たって

この章の統計表は、平成13年中に財産の贈与を受けた者のうち、贈与税額がある者（贈与税の配偶者控除又は住宅取得資金の贈与税額の計算の特例を受けたことにより贈与税額がなくなった者を含む。）について、平成14年6月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成12年以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

贈 与 税 の 税 率											
	150万円以下の金額	………	10%	800万円を超え	1,000万円以下の金額	………	45%				
150万円を超え	200万円	〃	………	15%	1,000万円	〃	1,500万円	〃	………	50%	
200万円	〃	250万円	〃	………	20%	1,500万円	〃	2,500万円	〃	………	55%
250万円	〃	350万円	〃	………	25%	2,500万円	〃	4,000万円	〃	………	60%
350万円	〃	450万円	〃	………	30%	4,000万円	〃	1 億 円	〃	………	65%
450万円	〃	600万円	〃	………	35%			1 億 円を超える金額	………	70%	
600万円	〃	800万円	〃	………	40%						

7-1 課税状況

	人 員	金 額
	人	千円
取得財産価額（本年分）	70,941	236,983,998
配偶者控除額	4,030	59,179,904
基礎控除額	70,940	78,031,800
基礎控除後の課税価格	実 67,294	103,102,589
贈与税額	60,644	14,426,661
外国税額控除	—	—
差引税額	60,644	14,426,661
納税猶予額	33	283,795
納付税額	実 60,620	14,142,866
災害減免法による免除税額	—	—
住宅取得資金等の贈与額	7,998	44,093,942

調査対象等：平成13年中に財産の贈与を受けた者について、平成14年6月30日までの申告又は処理（更正・決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

（注）「人員」欄の「実」は実人員を示す。

用語の説明：1 **配偶者控除**とは、婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつその後引き続き居住の用に供する見込みである場合、一定の要件のもとで、2,000万円と居住用不動産の価額又は金銭の額とのいずれか少ない金額が取得財産価格から控除されることをいう。

2 **住宅取得資金等の贈与**とは、父母又は祖父母から、①自己の居住の用に供する住宅の取得資金の贈与を受けた場合、又は②自己の居住の用に供している住宅の増改築資金の贈与を受けた場合、一定の要件のもとで1,500万円までの部分について、5分5乗方式により贈与税額を計算することをいう。

3 **納税猶予**とは、贈与者の推定相続人であつ農業の後継者が贈与を受けた農地等の価格に対応する贈与税額について、一定の要件の下に納税が猶予されることをいう。